その告示

○総務省告示第三百十四号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百四十条の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第七十七号（飛行場情報の通報を自動的に送信する無線局の運用に関する事項を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年九月十日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

1　飛行場情報の通報を自動的に送信する無線局の名称、呼出名称、使用電波の型式及び周波数並びに通報の送信時刻

無線局の名称	呼出名称	電波の型式及び周波数	送信時刻（中央標準時による。）
［略］	［略］	［略］	［略］
石垣	ＩＳＨＩＧＡＫＩ　ＡＩＲＰＯＲＴ	［略］	［略］

［２・３　略］

改正前

1　［同左］

無線局の名称	呼出名称	電波の型式及び周波数	送信時刻（中央標準時による。）
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
新石垣	ＮＥＷ　ＩＳＨＩＧＡＫＩ　ＡＩＲＰＯＲＴ	［同左］	［同左］

［２・３　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

公　告

諸　事　項

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を農林水産省経営局長に提出されたい。

令和７年９月10日

農林水産大臣　小泉進次郎

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
北海道河東郡上士幌町字居辺1021番３ 原野　440㎡	佐藤　輝彦 北海道河東郡上士幌町字居辺東10線318番地 佐藤　宜彦 北海道河東郡上士幌町字居辺東10線314番地	公共利用計画あり 現況：道路
北海道河東郡上士幌町字居辺1021番６ 原野　63㎡	佐藤　宜彦 北海道河東郡上士幌町字居辺東10線314番地	
北海道河東郡上士幌町字居辺1054番４ 原野　23㎡	上士幌村	公共利用計画あり 現況：道路
北海道河東郡上士幌町字居辺1241番 原野　7.67㎡	上士幌村農業協同組合 北海道河東郡上士幌村大字上士幌村	公共利用計画あり 現況：道路

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東北農政局長に提出されたい。

令和７年９月10日

農林水産大臣　小泉進次郎

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
秋田県秋田市金足浦山字滝ノ沢41番３ 原野　327㎡	金足村 南秋田郡	
秋田県秋田市金足浦山字滝ノ沢74番 原野　8,865㎡		
山形県東置賜郡川西町大字西大塚字北野二247番10 用悪水路　82㎡	五十嶺藤司 山形県西置賜郡荒砥町大字大瀬1005番地 鈴木猪之吉 山形県東置賜郡犬川村大字小松1214番地 保科　芳吉 山形県東置賜郡大塚村大字西大塚 保科　要二 山形県東置賜郡大塚村大字大塚2172番地 平田　長壽 山形県東置賜郡大塚村大字大塚2606番地	
山形県東置賜郡川西町大字西大塚字北野二247番12 堤　16㎡		
山形県東置賜郡川西町大字西大塚字北野二247番14 堤　20㎡		